

鳥取縣公報

告示

鳥取縣告示第五百八十五号

自作農創設特別措置法施行規則（昭和二十一年十二月農林、大藏省令第一号）第十八條の規定により次の通り公告する。

昭和二十五年十二月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、立入の目的 開拓計画樹立のため測量、検査

二、場所 鳥取縣八頭郡佐治村大字津無神馬越道以西

同 大字古市津無道以西

同 大字森坪

同 大字津野

同 大字高山

同 大字福園木合谷以東

昭和二十五年十二月二日 外 土曜日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

同 西郷村大字神馬字柵原
字滝谷

一、時期 自昭和二十五年十二月三日

一、期間 自昭和二十五年十二月三日

至昭和二十六年四月三十日

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第八十七号

鳥取縣建築基準法施行細則を次のように定める。

昭和二十五年十二月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

建築基準法施行細則

(定義)

第一條 この規則で、「法」とは建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)を、「政令」とは建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)を、「省令」とは建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)をいう。

(申請人又は届出人の特例)

第二條 この規則による申請人又は届出をしようとする

昭和二十五年十二月二日 土曜日
外

本書ノ大、サハ國定規格A五判

者が、未成年者若しくは禁治産者又は準禁治産者であるときは、法定代理人又は保佐人の連署を要する。

(建築確認申請書の提出)

第三條 法第六條第一項の建築確認申請書は、別表に掲げる区域を管轄する建築主事に提出しなければならない。

(確認申請書の関係図書の提出)

第四條 建築主事は、法第六條第一項の規定による確認を受けようとする者があるときは、省令第一條第一項の規定による申請書の外、必要と認められた関係図書の提出を求めることができる。

(確認申請事項の変更)

第五條 建築主は建築主事の確認を受けた後において、法第二十條から第二十三條まで、第二十八條、第三十條、第三十一條、第三十四條、第三十六條、第四十二

00695

條から第四十四條まで、第四十七條、第四十九條、第五十一條、第五十二條、第五十五條から第五十九條まで、又は第六十一條から第六十四條までの規定の事項を変更しようとするときは、改めて確認の申請をしなければならぬ。

2 前項の確認変更の申請をする場合においては、前の確認通知書を添えなければならぬ。

3 第一項に定める事項以外の事項について、変更をしようとするときは、別記第一号様式により直ちに建築主事に届け出なければならぬ。

(確認申請手数料の減額)

第六條 政令第十三條の規定による建築確認申請の手数料の減額及び算定方法については、左の通りとする。

一 公共事業による移転のための換地又は換地予定地内に、移転する場合において、その延べ面積以内において、政令第十條及び政令第十一條の規定による額の二分の一とする。

二 罹災地における知事の指定した区域内の建築物で、

罹災後三月以内に確認の申請をするものにあつては、政令第十條及び政令第十一條の規定による額の二分の一とする。

三 前條第一項の確認変更の申請をする場合において、床面積の増加部分に対しては、政令第十條の規定による額とする。

(確認手数料の納入方法)

第七條 政令第十四條に規定する確認申請手数料は、規則第三條の規定により、確認申請書を提出するとき、知事の發する納額告知書によりこれを納入しなければならぬ。

(工程届)

第八條 建築主又は工事施行者は、法第六條第一項第一号から第三号までの建築物について、左の各号に定める工程に達したときは、別記第二号様式により建築主事に届け出なければならぬ。

一 木造工事で上棟したとき
二 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄造、石造及びれん

00696

瓦又はコンクリート造工事で基礎に着手したとき

三 鉄骨造工事で建方に着手したとき

四 鉄筋コンクリート造、鉄筋、鉄骨コンクリート造工事で各階の床及び屋根の配筋に着手したとき

五 その他特に必要があるものと認めるとき

2 前項の工程届は正副二通を提出するものとし、建築主事は該届け出について検査をなし、支障がないと認められたときは、工程検査済の証を副本に記載の上、届出者に交付しなければならぬ。

3 前項の工程検査済の証(副本)は工事完了検査の際、検査員に提示しなければならぬ。

(書類の經由)

第九條 法、政令、省令又はこの規則により知事に提出する申請書若しくは届書は、建築地を管轄する土木出張所長(鳥取土木出張所長を除く)を經由しなければならぬ。

(着手届済証又は除却届出済証の交付)

第十條 前項の土木出張所長は、法第十五條第一項の規

定による工事着手届又は除却届を受理したときは、別記第三号様式の届出済証を届出者に交付しなければならぬ。

(道路の指定)

第十一條 この規則が適用されるに至つた際、現に建築物が立ち並んでいる幅員四メートル未満一、八メートル以上の道は、法第四十二條第二項の規定により同條第一項の道路とみなされるものとして指定する。

(道路又は壁面線の指定、変更又は廃止の申請)

第十二條 道路又は壁面線の指定変更又は廃止を申請しようとする者は、左に掲げる事項を記載した別記第四号様式による申請書正副二通を作成し、知事に提出しなければならぬ。

一 申請者の住所及び氏名

二 関係土地の地名及び地番

三 関係土地の所有権者管理者及び使用権者の住所並びにその承諾の旨

四 申請の理由

五 申請に係る道路又は壁面線の位置を標示すべき方法

六 申請に係る道路又は壁面線の長さ及び道路と壁面線間の距離

2 前項の申請書には左に掲げる事項を表示した図面を添付しなければならない。

一 道路、壁面線の位置

二 関係土地の地目及び地番

三 関係土地の所有権者及び使用権者の氏名並びにその所有権又は使用権の目的たる土地の境界線

四 公道又は私道の位置及び巾員並びに既存道路境界線又は壁面線の位置及びその間の距離(既存道路境界線又は壁面線と申請に係る部分とを着色その他の方法をもつて区別すること)

五 関係土地に在る建築物及び溝渠その他

六 方位及び縮尺三百分の一以上(メートル法によること)

(道路又は壁面線の指定、変更又は廃止及び告示)

第十三條 知事は、前條の申請に基き、道路又は壁面線の指定、変更又は廃止をした場合においては、申請書の副本にその旨を記載して申請者に交付し、且つ縣公報で告示する。

(道路又は壁面線の指定、変更又は廃止の申請事項の変更)

第十四條 第十二條の規定により申請した後において、同條第一項第一号から第五号までの記載事項を変更しようとする場合においては、申請者は直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

2 第十二條第一項第六号の記載事項に変更を生じた場合においては、改めて第十二條の申請をしなければならない。

(法第五十五條第二項第二号の指定)

第十五條 法第五十五條第二項第二号の規定により知事が指定する敷地は、左の各号に掲げるものとする。

一 敷地が巾員六メートル以上の二以上の道路に接し、且つ敷地周囲の延長の三分の一以上が当該道路に接

するもの

二 敷地が直接又は道路を距てて公園、廣場、綠地、河川、沼沢又はこれらに類するものに接し且つ、その接する長さが敷地周囲の延長三分の一以上に及ぶもの

(道路面と敷地の地盤面に著しく高低差がある場合)

第十六條 建築物の敷地の地盤面が前面道路より三メートル以上高い場合においては、土地の状況その他により支障がないと認められたもの限り、政令第三百三十六條第一項の規定にかかわらず、その前面道路は、その高低差から二メートルを減じたものだけ高い位置にあるものとみなす。

附則

(施行期日)

1 この規則は公布の日から施行し、昭和二十五年十一月二十三日から適用する。

(市街地建築物法その他の規則廃止)

2 左に掲げる縣規則は廃止する。

一 市街地建築物法施行細則

(昭和二十四年縣令第一百一條)

二 臨時建築制限規則施行細則

(昭和二十四年縣規則第三十六号)

別表

管轄区域	事務所の位置
鳥取市、岩美郡、氣高郡、八頭郡一円	鳥取市東町 縣土木部建築課
米子市、西伯郡、日野郡一円	米子市東町 米子土木出張所
東伯郡一円	東伯郡倉吉町 倉吉土木出張所

75

別記第二号様式

工 程 届
昭和 年 月 日
建築主事 殿

建築主又は
施工者住所氏名 印

下記建築物が建築基準法施行細則第八條第一項の規定による工程
に達したので御届します。

- (1) 建築場所
- (2) 確認年月日 昭和 年 月 日 第 号
並びに番号
- (3) 工事施行者 建設業者登録第 号
住所氏名
- (4) 工事管理者 級建築士登録第 号
住所氏名
- (5) 工事着手日 年 月 日
- (6) 工事種別
- (7) 構 造
- 8) 面 積 建築面積 延べ面積
- (9) 工 程 欄
 (1) 木造の場合は上棟したとき
 (2) その他の場合は基礎に着手したとき
 (3) 同 鉄骨造で建方したとき
 (4) 同 各床配筋をしたとき
 (5) 同 屋根配筋をしたとき

※検査員の意見

※上記検査しましたところ、確認事項と相違ありません。

昭和 年 月 日

検査技術吏員氏名 印

別記第一号様式

確認申請の変更届

昭和 年 月 日
建築主事 殿
住所
届出者 氏名印

建築基準法施行細則第五條第三項に基づき下記の通り変更したいの
で御届けます。

【注意】下記(1)(2)(3)欄の変更のみ本届を提出して下さい。

- (1) 住所氏名
新
旧
- (2) 住所氏名
新 建設業者登録第 号
旧 建設業者登録第 号
- (3) 住所氏名
新 級建設業者登録第 号
旧 級建設業者登録第 号
- (4) 変更の理由

※ 受 付 欄

※ 決 裁 欄

昭和 年 月 日
第 号

係員 印

建築主事

別記第四号様式

建築基準法第四十二條、第四十六條に基く

道路壁面線指定、変更、廃止申請書

昭和 年 月 日
鳥取縣知事 殿
申請者 住所 氏名印

建築基準法施行細則第十二條により申請します本申請は下記の通り相違ありません。

(1) 関のび係地土地名番地及	
(2) 本必る申要理請と由をす	
(3) 所理者関有者の住係権者使所土地用氏の管権名	
(4) 道路と壁面線の標示方法	(5) 道壁線路面の長さ (メートル)
※ 審の意見 査 会 見	可決 裁 不 欄
※ 査並名 現員び印 地意に 調見氏	

上記道路の壁面線を する。

昭和 年 月 日

建第 号 鳥取縣知事 印

別記第三号様式 (用紙はがき)

第 号
建築物 着手 届出済証
除却
昭和 年 月 日
殿
土木出張所長氏名 印

建築基準法第十五條の規定に基く下記建築物の着手除却届は本日受理しましたので、同法施行細則第十條により本証を交付します。

記

建築場所	
用途	
構造	
面積	
工事種別	
備考	